不在者投票の流れ（名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票）

旭　川　市

滞　在　地

旭川市選挙管理委員会

有権者

滞在地の選挙管理委員会

○不在者投票の請求は公(告)示日前でもできます。
○不在者投票ができる期間は、公(告)示日の翌日から選挙日当日（選挙期日）の前日までです。
○不在者投票ができる時間・場所は、滞在地の選挙管理委員会にお尋ねください。

①投票用紙等を請求します。
不在者投票宣誓書兼請求書は、旭川市選挙管理委員会のホームページのほか、滞在地の選挙管理委員会でも入手できます。
※選挙が近づいたら、マイナポータル（ぴったりサービス）からのオンライン請求も可能です。

②旭川市選挙管理委員会から送付された投票用紙等を受け取ります。

③滞在地の市区町村選挙管理委員会で投票します。

※封印された封筒（不在者投票証明書）は絶対にご自分で開封しないでください。
開封した場合は投票できません。
※投票用紙への記入は滞在地の選挙管理委員会で行ってください。
事前に記入した場合は無効となります。

④投票用紙等が滞在地の選挙管理委員会から旭川市選挙管理委員会に郵送されます。